

施設整備方針の検討

令和7（2025）年6月23日
蕨戸田衛生センター組合

I. 施設の整備方針

○ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設

【現状】 第1回検討委員会より

- ・稼働開始から30年以上が経過している
（焼却施設の平均供用年数は30.5年とされている）
- ・ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設は延命化工事を2回、
し尿処理施設は延命化工事を1回実施済みである
延命化目標年度は令和15（2033）年度としている
- ・建物躯体（コンクリートなど）の老朽化が進んでいる
（令和6（2024）年度にごみ焼却施設のコンクリート
調査を実施）

【整備方針①（現状より）】

- ・建物の老朽化状況や延命化目標年度を考慮し、
現施設を稼働しながら、建て替え（新設）を行う

I. 施設の整備方針

○ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設

【課題】 第1回検討委員会より

- ・国の方針※として、**ごみ焼却量の削減**が求められている

※「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6（2024）年8月2日）」
「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7（2025）年2月18日 改定）」 など

【整備方針②（課題より）】

- ・ごみ焼却量の削減に向けて、
焼却対象ごみ（剪定枝、厨芥類、紙おむつ、製品プラスチック等）の**資源化**について検討する
（剪定枝、厨芥類、紙おむつ：次表参照
製品プラスチック：「リサイクルプラザ」参照）

I. 施設の整備方針

○ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設

【剪定枝の資源化】

項目	内容
概要	剪定枝や刈草をチップ化し、堆肥やバイオマス燃料とする。 チップ化まで行い、チップ活用事業者に搬出する方法と、チップ化後に自ら堆肥化まで行う方法がある。
課題	・チップ化までの場合：剪定枝チップの利用先の確保や、チップ貯留場所の確保が必要。 ・堆肥化までの場合：処理が長期化（6～9ヵ月程度）する。また、堆肥の利用先の確保や、広い用地の確保、臭気対策が必要。
実現可能性	両市内に剪定枝を処理可能な民間事業者がないことから、組合でチップ化施設を整備する必要がある。 施設大型化や臭気問題を考慮すると、組合での堆肥化は採用困難。 チップ化までの場合、課題（利用先や貯留場所の確保）を解決できれば、実現可能性がある。
方向性	継続検討し、施設整備基本計画に反映する。

I. 施設の整備方針

○ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設

【厨芥類の資源化】

項目	内容
概要	生ごみ等の厨芥類を微生物発酵させ、堆肥もしくは飼料とする。 リサイクルフラワーセンターで堆肥化を実施中である（持込方式：約800世帯が参加）。
課題	現在のリサイクルフラワーセンターより大規模化する場合には、生ごみ等の収集体制の構築、不適物の混入対策、臭気対策、堆肥・飼料の利用先確保が必要。 また堆肥化の場合、熟成期間や熟成設備のための広い面積と臭気対策が必要。
実現可能性	収集体制の構築や不適物の混入対策を考慮すると、大規模化では採用困難。 リサイクルフラワーセンターと同程度の規模の資源化であれば、既にシステムが確立していることから、実現可能性がある。
方向性	大規模化は行わず、現状程度の規模で継続することを基本とする。

I. 施設の整備方針

○ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設

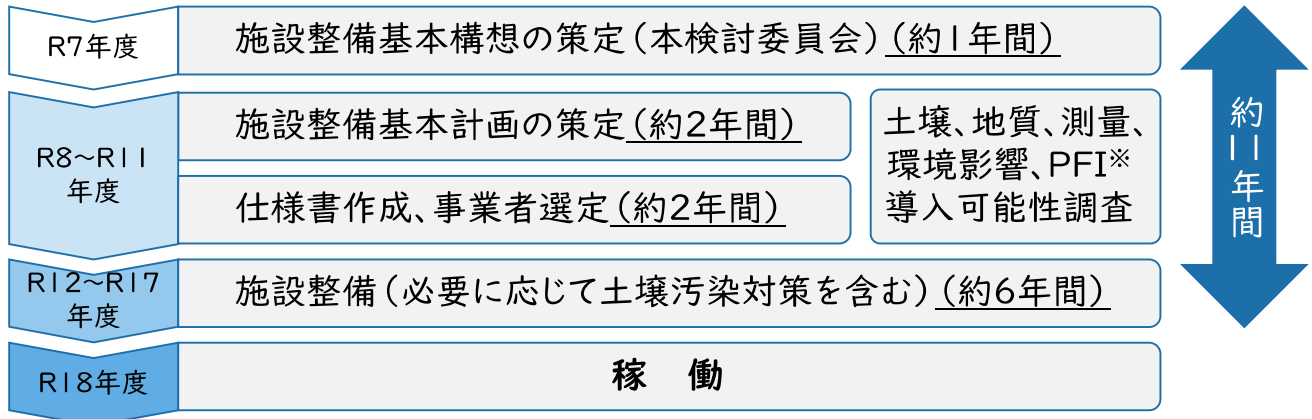
【紙おむつの資源化】

項目	内容
概要	紙おむつを処理し、パルプやプラスチックなどの原料としたり、固形燃料とする。
課題	紙おむつの収集体制の構築、不適物の混入対策、固形燃料の利用先確保等が必要。 まだ、取組自治体・民間事業者ともに少なく、現段階では技術的に確立途上である。
実現可能性	両市内に紙おむつを処理可能な民間事業者がないことから、組合で施設を整備する必要がある。 施設整備のための敷地確保や収集体制の構築、不適物の混入対策、技術的な安定性を考慮すると、現段階では採用困難。
方向性	現段階での採用は困難。今後の技術動向に注視し、判断する。

I. 施設の整備方針

○ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設

【施設整備にあたっての一般的なスケジュール】



※PFI:民間事業者の資金や技術力を活用して公共事業を実施する方式。
※各期間は標準的なものであり、状況に応じて変更となる可能性あり。

【整備方針③(スケジュールより)】

- ・新施設整備に向けた検討期間等を考慮し、
稼働目標年度は11年後の令和18(2036)年度とする
それまでの期間は現施設を適切に維持管理する

I. 施設の整備方針

○リサイクルプラザ

【現状】 第1回検討委員会より

- ・**稼働開始から23年が経過**している
- ・延命化工事は未実施である
- ・現時点では建物躯体の劣化は見られない

【整備方針①(現状より)】

- ・設備の状況を考慮し、**延命化等の適切な維持管理**を行い、継続稼働する。

I. 施設の整備方針

○リサイクルプラザ

【課題】 第1回検討委員会より

- ・ 国の方針※として、容器包装プラスチックに加え、
製品プラスチックの資源化が求められている

※ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4（2022）年4月1日）」
「プラスチック資源循環戦略（令和元（2019）年5月31日）」 など

【整備方針②（課題より）】

- ・ 製品プラスチックを資源化するため、
製品プラスチック処理施設の整備について検討する
（次表参照）

I. 施設の整備方針

○リサイクルプラザ

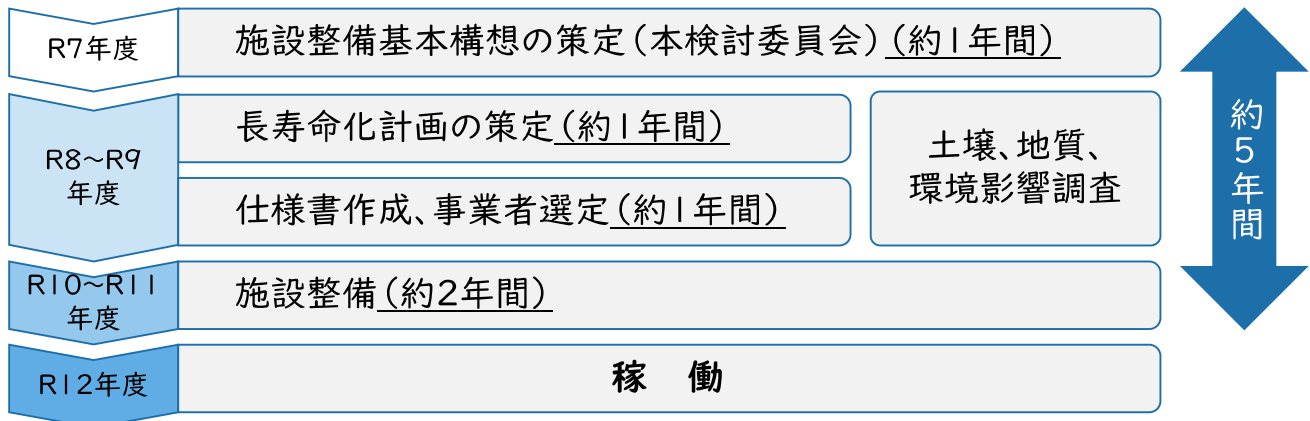
【製品プラスチック資源化方法】

ケース		評価・コメント	
1	現容器包装プラ設備で製品プラも処理	×	現設備は、ストックヤードの面積不足や手選別ラインの能力不足（コンベヤ長さ等）等があり、これらは延命化工事を行っても大きな改善は見込めない。 この状況下で製品プラを処理すると、ストックヤードがあふれたり、不適物除去の精度低下により、二次電池等による火災の危険性が高まる。
2	現容器包装プラ設備の一部改修／更新で製品プラも処理	×	手選別コンベヤを延長して選別作業員を増加させるケース。延長分のスペース確保が困難であり、また改修／更新にあたっては処理を停止する必要がある。
3	製品プラ施設の増設	○	製品プラ処理施設をリサイクルプラザ外に増設するケース。製品プラの処理量を想定すると、限定的なスペースで対応可能。また、現施設の処理停止が不要。
4	全てのプラスチック類を一括処理する新処理施設を整備	×	組合の全体的な施設整備を考慮すると、整備場所の確保が困難。

I. 施設の整備方針

○リサイクルプラザ

【施設延命化等にあたっての一般的なスケジュール】



※各期間は標準的なものであり、状況に応じて変更となる可能性あり。

【整備方針③（スケジュールより）】

- ・ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設の整備時期（令和12～17年度）との重複を避け、また施設整備に向けた検討期間等を考慮し、
稼働目標年度は5年後の令和12（2030）年度とする

I. 施設の整備方針

○リサイクルフラワーセンター

【現状】 第1回検討委員会より

- ・稼働開始から15年が経過している
- ・**ごみ発電による電力地産地消に取り組んでいる**

【課題】 第1回検討委員会より

- ・ごみ処理の一端を担っていること、また**現リサイクルフラワーセンターの場所を建設候補地として選定**していることから、移転を前提として、各施設と併せて**整備方針を検討**する必要がある。

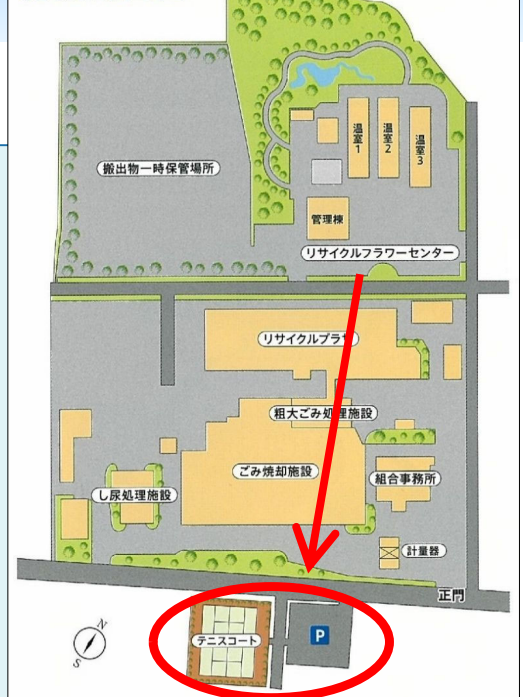
Ⅰ. 施設の整備方針

○リサイクルフラワーセンター

【整備方針①（現状と課題より）】

- ・ごみ焼却施設等の整備工事着工（令和12（2030）年度予定）前にテニスコート及びその駐車場に**移設し、現機能で仮稼働**する
- ・その後ごみ焼却施設等の建て替えに併せて**新設**する
新ごみ焼却施設からのエネルギー供給を前提とする
- ・ごみ焼却施設等の整備スケジュールを考慮し、**移設は令和12（2030）年度、仮稼働は令和13（2031）～令和17（2035）年度とし、新設稼働目標年度は令和18（2036）年度とする**

施設配置図



Ⅰ. 施設の整備方針

○リサイクルフラワーセンター

【現状：機能】 第1回検討委員会より

- ①生ごみの堆肥化と利用、環境教育の場
→生ごみの堆肥化は800世帯以上が取り組んでおり、ごみ焼却量の削減に貢献している
- ②花苗生産、交換、花苗の公共利用、環境美化への貢献
→①の活用手段と、③の場所と手法の提供
- ③障がい者と高齢者の就労機会の提供
→現施設のコンセプトであり、福祉の観点からも重要

【整備方針②（機能より）】

- ・新施設の機能については、**①生ごみの資源化機能と、③障がい者と高齢者の就労機会の機能は維持**を前提とし、**②花苗生産機能は再検討**する

I. 施設の整備方針

○蕨戸田衛生センター全体

【整備方針】

- ・ **地域に貢献できる機能を付加**する。
なお、施設が立地する戸田市だけではなく、蕨市や、隣接するさいたま市も含めた地域の意見を聴きながら、貢献機能を検討する。

2. 計画基本条件の設定

○ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設

- ・ 整備方針：新設（現施設を稼働しながら新施設を整備）
- ・ 稼働目標年度：令和18（2036）年度
- ・ 処理対象物と計画処理量：

施設	処理対象物	計画処理量※
ごみ焼却施設	可燃ごみ、処理残渣等	約55,000トン/年
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ、不燃ごみ等	約3,500トン/年
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥等	約4,500キロリットル/年

※計画処理量は、一般廃棄物処理基本計画を基に設定しています。
今後の、剪定枝や製品プラスチックの資源化に係る検討内容により変更となる可能性があります。

2. 計画基本条件の設定

○リサイクルプラザ

- ・整備方針：現施設の適切な維持管理
＋増設（製品プラスチック）
- ・稼働目標年度：令和12（2030）年度
- ・処理対象物と計画処理量：

施設	処理対象物	計画処理量※
リサイクルプラザ	金属、缶、ペットボトル、紙類、 容器包装プラスチック、びん、 製品プラスチック等	約6,000トン/年

※リサイクルプラザの計画処理量は、一般廃棄物処理基本計画を基に設定しています。
今後の製品プラスチックの資源化に係る検討内容により変更となる可能性があります。

2. 計画基本条件の設定

○リサイクルフラワーセンター

- ・整備方針：現機能（生ごみ堆肥化、花苗生産）で
移設し仮稼働
＋新機能（今後検討）で新設
- ・現機能での仮移転目標年度：令和12（2030）年度
- ・新機能での稼働目標年度：令和18（2036）年度
- ・処理対象物と計画処理量：

施設	処理対象物	計画処理量※
リサイクルフラワー センター代替施設	生ごみ等	約60トン/年

※計画処理量は、一般廃棄物処理基本計画の、既存施設の処理量を基に設定しています。
今後の検討により変更となる可能性があります。

3. 施設整備スケジュール案

	R7 (今年度)	R8-R9	R10-R11	R12-R17	R18-
ごみ焼却施設・ 粗大ごみ処理施設、 し尿処理施設	基本構想	各種計画、検討		施設整備	稼働
リサイクルプラザ	基本構想	各種計画、 検討	施設整備	稼働	
リサイクルフラワー センター（代替施設）	基本構想	各種計画、検討		移設、 仮稼働	（廃止）
				施設整備	新設稼働

※各期間は標準的なものであり、状況に応じて変更となる可能性があります。